

納付回数の変更（暫定賦課の廃止）について

**令和７年度から「介護保険料」を納付書または口座振替で納付される方につきましては、暫定賦課(注釈)を廃止し、本算定賦課のみを行う方式に変更いたします。**

**納付回数が下記のとおり変更になりますので、ご確認のうえ納付いただきますようお願いいたします。**

(注釈)　暫定賦課…前年中の所得がまだ確定しない時期（４月～６月）に、

前年度の税額や保険料を基に仮の額を算定する賦課方法。



【令和６年度まで（**納期：12期　納付開始月：４月**）】



※１２回納付→９回納付（１年間に納付する額は同じ。）

【令和7年度から（**納期：9期　納付開始月：7月**）】



**■「特別徴収」について**

年金天引きにより保険料を納めていただいている人（特別徴収）の納付回数は、これまでと変更ありません。

**※徴収時期はこれまで通り、４・６・８・10・12・翌２月の年金支給月の原則15日です。**

****



【問い合わせ先】

介護福祉課介護保険担当（内線1269）